

令和6年度事業報告

【総論および重点テーマの事業報告】

1. はじめに

司法書士は、市民の「権利を擁護」すべき役割を担っている。そのため全国各地の司法書士はそれぞれが活動する地域社会において果たすべき役割を自覚して取り組むことが重要である。当会は継続して公営住宅の保証人廃止の活動に取り組んでいる。地道な活動だが低額所得者の住居の確保は、生活困窮に起因したあらゆる家庭、女性や子供の問題、犯罪防止の観点から重要な施策である。現在、条例未改正の市は4市（宜野湾、うるま、南城、石垣）となった。一昨年、自殺や売春強要の被害を引き起こしたヤミ金グループが摘発され、ヤミ金被害の広がりが明らかとなった。ネット上の誇大広告で集客を行う東京・大阪の弁護士・司法書士が「高額報酬を請求」するなど不適切な債務整理による二次被害が相次いでいる。当会は「権利擁護事業の推進」として、県政記者クラブで県民への注意喚起を促す会長声明を発出し、「借金・ヤミ金・二次被害トラブル相談会」を実施した。

「相続登記の申請義務化」など制度が大きく変化している。更に民事訴訟、家事事件のデジタル化も間近に控えている。また地域社会の課題も様々であり、司法書士はこれらへの対応が求められている。「委員会の活性化」として、①実体法及び特別法、手続法等諸改正への迅速な対応、②新制度、デジタル化、公益活動等への機動的な対応、③会員が参加しやすい組織、④人材の育成、蓄積された知財の承継等を念頭にして、従来の活動内容を承継しつつ、新たな枠組みでの分掌・定員等の見直しを盛り込んだ委員会規程の改正（案）を策定した。

司法書士は、専門家として人格、教養、品位を保持する倫理、使命として権利擁護・公益活動への取り組み、実務への精通が求められる。司法書士の総合的なスキル向上をはかるため「研修事業の充実」に取り組んだ。①倫理観を高め、②権利擁護・公益活動の理解を深め、③実務スキル向上の観点から様々な研修を開催した。その結果、当会会員の令和6年度の所定単位履修率76.5%（前年度60.8%）と大幅に改善した。

市民の司法アクセス拡充は、常に重要な事業と捉えている。「相談事業の充実」のため常設窓口として「総合相談センター（那覇、中部2拠点、やんばる）」、「相続相談センター」、「物損交通事故相談センター」の安定的な運営を行った。関係機関と連携しながら「相続登記の申請義務化」を中心とした相談会を開催したが、地域に密着した「子供の養育費」、「成年後見」、「年末困りごと」などの相談会も開催した。連合会が推奨する「司法書士総合相談センター相談受付・管理システム（NCMS）」を導入した。今後はホームページへのリンク、Web受付、遠隔地とのWeb相談、相談内容の一元管理な

ど相談事業の充実が期待できる。

大きな社会問題である「空き家・所有者不明土地問題」解決のため総合的に見直された民事基本法制に基づく「民法等の一部を改正する法律」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の施行が進んでいる。令和6年4月1日「相続登記の申請義務化」が施行された。「空き家・所有者不明土地問題」の解決の担い手としての司法書士の責務は、「登記」の専門家としての役割に限定されず財産管理、遺言、遺産分割の促進などあらゆる場面で活躍が期待されている。そのため「相続関連業務の推進」として、広報、相談会、研修会を積極的に開催して相続関連業務全般の推進に努めた。相談会への来場者も増加していることから今後より一層司法書士に対して「相続関連業務」への責任をもった関与が求められる。

日本司法書士会連合会は、最重点事業として①司法書士法改正への対応、②デジタル化への対応、③相続登記の申請義務化への対応、④魅力ある司法書士制度と広報事業の強化、⑤司法書士業務の国際化・司法外交の担い手、を掲げ司法書士業界一丸となって推進している。当会も業界全体の動きに合わせた事業の遂行に努めるが、東南アジアに最も近い地理的優位性を活かし海外から受注拡大がはかれるよう「司法書士業務の国際化」を推進している。本年2月台北市の地政士公会、地元経済団体を訪問して司法書士業務の広報および意見交換を行った。海外から日本へ投資・事業展開における司法書士の役割を確認して海外経済団体との連携構築を進めている。

自然災害やオンライン申請システム障害等の緊急時の危機管理体制の検討を行った。自然災害への対応として沖縄士業ネットワーク主催の災害研修への参加や「緊急時対応マニュアル」の収集など情報収集を行い、オンライン申請システム障害への対応として法務局と当会で緊急連絡網（グループ LINE）を開設し、システム障害が発生した場合、法務局から LINE で情報が開示され会員に対して迅速な情報発信が行えた。

本年度も会員の皆様、各支部、リーガルサポート、政治連盟、青年の会の関係機関の皆様から本会事業の執行に対してご理解とご協力を賜った。また事務局の皆様が献身的に会務を支えてくれた。そのおかげで本年度の事業執行を無事に終えることができた。心から感謝申し上げる。

以下、令和6年度の各事業の詳細な執行状況について報告する。

2. 重要テーマ

（1）権利擁護事業の推進

司法書士の使命として権利擁護、公益活動への期待が寄せられている。権利擁護事業として長年継続している公営住宅の保証人廃止の活動に取り組んだ。宜野湾市長と面談して早期の条例改正を訴えた。条例改正が行われていない市は残り4市（宜野湾、うるま、南城、石垣）となった。一昨年自殺や売春強要など被害を引き起こした悪質なヤミ金グループが摘発された。またネット上の誇大広告で集客を行う東京・大阪の弁護士、司法書士の不適切な債務整理の被害が相次いでいる。この問題に対処するため、

県政記者クラブにおいて「『債務整理二次被害』への注意喚起と県内法律専門家相談の周知の必要性」と題した会長声明を發出して県民への注意喚起を促した。また青年の会の協力を得て「受任司法書士育成の研修会」、「借金・ヤミ金、債務整理トラブル相談会～ネット誇大広告における弁護士・司法書士の不適切な対応にご注意を～の相談会」を実施した。その他「年末困りごとフリーダイヤル相談会」の開催、県多重債務対策協議会及びヤミ金融被害防止対策会議への出席、ヤミ金等違法広告物除去活動への参加など権利擁護事業の推進に取り組んだ。

(2) 部会・委員会の活性化

民事基本法制の施行も進み残すところは令和8年4月1日予定している「住所等の変更登記の申請義務化」のみとなった。改正法施行に伴う不動産登記の取り扱いの変更も相次いでいる。民事訴訟・家事事件のデジタル化等への対応も急務である。更に司法書士の使命として権利擁護や公益活動への期待も寄せられている。今後、司法書士の役割を十分に果たしていけるよう、①実体法及び特別法、手続法等諸改正への迅速な対応、②新制度、デジタル化、公益活動等への機動的な対応、③会員が参加しやすい組織、④人材育成、蓄積された知財の承継等を目的として、委員会規程の改正（案）を策定した。定員、委員募集のあり方など運営面の改善も行った。企画部では、委員会規程策定にあたり理事会、各委員会への個別の説明・意見交換を実施しながら取りまとめを行なった。また会務全般を通して参加しやすい環境を整備するため連合会主催の「ダイバーシティと会務のあり方を考える車座ミーティング」を実施して会務全般の改善に取り組んだ。

(3) 研修事業の充実

「相続」への関心が高まり民事信託、遺産承継業務など新たな分野の業務も増加している。更に今後は住所変更登記等義務化、民事訴訟・家事事件のデジタル化、区分所有法改正等も控えている。日々実務に精通することは当然であるが、司法書士の倫理、権利擁護や公益活動への理解も深めなければならない。本年度は、①倫理観を高め、②権利擁護・公益活動への理解を深め、③実務への精通、司法書士として総合的なスキル向上をはかるため研修事業の充実に取り組んだ。研修部・委員会が中心となって様々な研修を開催し内容も多岐の分野に及んだ。開催方法の工夫（Web等）も行われた。「自殺対策」や「犯罪収益移転防止」、「法律文書作成」などの倫理、「自殺対策」、「借金、ヤミ金、二次被害」の権利擁護、「民事信託」、「不動産登記法」、「企業法務」、「事務所の経営」等々である。その結果、当会会員の令和6年度の所定単位履修率は76.5%（前年度60.8%）と大幅に改善された。その一方、会員への苦情は増加した。令和5年度の苦情件数は28件であったが、本年度は41件の苦情が寄せられた。今後の倫理研修の充実が望まれる。

(4) 相談事業の充実

市民の司法アクセス拡充のため重要な事業と位置付けている。常設窓口の「総合相談センター（本会、沖縄市、うるま市、名護市）」、「相続相談センター」、「物損交通事故相談センター」の安定的な運営を行った。

予約が混み合っている場合、相談員への配てん、Web 面談を取り入れ柔軟な運営を行った。法務局、沖縄公証人会、各支部、青年の会、リーガルサポートと連携しながら様々な相談会を実施した。「相続関連業務」が中心となったが、「養育費」、「年末困りごと」、「借金・ヤミ金・二次被害」など権利擁護に関連した相談会も実施した。また連合会が推奨する「司法書士総合相談センター相談受付・管理システム（NCMS）」を導入して稼働の準備を進めている。その他、新入会員が同席した場合の単位付与、緊急時におけるセンター運営方法、規程の一部改正、相談員募集、自治体等への相談員派遣など相談事業全般の充実に取り組んだ。

（５）相続関連業務の推進

「相続登記の申請義務化」の認識も広がり、「相続登記」のみならず、関連して「遺言」、「信託」等々「相続関連業務」全般の業務が増えている。会員のスキル向上のため「民事信託」、「遺産分割調停（パネルディスカッション含む）」、「所有者不明土地」等々の研修会を積極的に開催した。広報として「相談センターリーフレット」、「県内２紙へ広告掲載」、「自治体等への講師派遣」、「SNS 上の定期発信」等々の活動を行って「相続といえば司法書士」のイメージが定着するよう相続関連業務全般の推進に取り組んだ。

【各部会および委員会の事業報告】

総務部

特筆すべきものとしては、本年度重要テーマのひとつであった「権利擁護事業の推進」について、「『債務整理二次被害』への注意喚起と県内法律専門家相談の周知の必要性」と題する会長声明を発出し、県政記者クラブで、県民への注意喚起、相談会開催の呼びかけを行った。事件処理対応のできる司法書士養成のための研修会の開催を行ったうえで、「借金・ヤミ金、債務整理トラブル相談会～ネット誇大広告における弁護士・司法書士の不適切な対応にご注意を～」を開催した。

また事務局の負担軽減・効率化を図り新事務局長体制に向けて、業務支援システムを開発会社に発注した。

研修部の尽力により、当会は所定単位取得者（規則 12 条達成者）が前年度 60.8%（令和 4 年度は 46.0%）に対し、今年度は 76.5%と大幅に改善した。

会館から遠方の会員、女性会員、子育てを行っている会員等が幅広く会務や研修等に参加できる環境づくりを行うために、日司連開催支援のもと「ダイバーシティと会務のあり方を考える車座ミーティング」を行った。

以下、前年度に立てた事業計画を基に詳細を検証報告する。なお、見出しは前年度の事業計画を記載している。

【品位保持・執務姿勢】

1. 苦情・綱紀関係について

以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

- (1) 苦情に対する対応、役割の明確化、手続きの流れを文書化し、適切かつ迅速に対応する。

本年度における苦情処理は 41 件(申出に至った件数 7 件)であった。苦情申出書提出に至らないもの(勘違いも含む)は 9 件あった。綱紀違反が疑われるものは 1 件あり、現在量定意見小理事会で審議中である(3 月末日現在)。なお、基本的に苦情対応は事務局ではなく、総務部長において苦情の連絡があった日を含め 3 営業日以内に折り返すことで対応し、明らかな勘違いや、明らかに綱紀違反とは言えない場合は、それを説明し対応した。そうでない場合は、苦情申し立ての手続きを説明し、苦情申立書が提出された案件に対しては、市民窓口運営委員会を開催し、適切かつ迅速に対応した。

*なお、苦情とは、①申出人名②相手司法書士③綱紀に関する明らかなものをいう。①②③のいずれかが明らかでない場合、元会員への苦情等は含めていない。

- (2) 会員の死亡や廃業における残務処理等のサポート体制を検討する。

本年度は会員の廃業における残務処理を現在進行で具体的に対応している。その経験も踏まえ、今後同様の案件においてもスムーズに対応できるようサポート体制を構築した。

- (3) 業務に関する紛議調停の斡旋。

本年度における紛議調停案件はなかった。

- (4) 研修部等の協力を得て、倫理研修を充実させる。

司法書士の使命を果たすためには、多重債務・ヤミ金への法的対処、近時問題となっている司法書士・弁護士による債務整理二次被害の防止が必要である。当該事件を受任する会員を増やす契機とするため執行部のほか消費者委員会、権利擁護委員会、青年の会の協力を得て、令和 6 年 12 月 4 日(水)「『債務整理、ヤミ金の実務』に関する業務研修会」(集合・Web 配信)を実施し、司法書士が多重債務事件に関わる意義、ヤミ金の違法性、近時問題となっている「債務整理二次被害」について、債務整理の実務、ヤミ金の具体的対処方法をロールプレイング、実例体験報告などを行った。

令和 7 年 2 月 18 日(火)「法律文書作成に関する研修会」を集合研修・同時配信で実施した。

令和 7 年 3 月 26 日(水)「司法書士の自殺対策、相談対応～相談者の『いきる』を支えるために～」を集合と Web 配信により実施した。

- (5) 日司連年次制研修会不参加・研修単位未達成の会員へ指導を行う。

年次制研修不参加の会員へは引き続き参加の呼びかけを行うとともに、令和 6 年 10 月 26 日(土)、年次制研修を集合または Web 配信(一部会員について完全オンライン)にて開催し、対象者 48 名中、40 名が参加した。

今年度は、令和 6 年 8 月 14 日(水)、同年 12 月 5 日(木)に会員へ文

書により「研修単位履修のお願い」を2回行い、令和7年2月4日（火）には、各会員の現在の取得単位を各会員に通知し、Web 配信を利用した研修や、日司連研修総合ポータルを利用した研修履修の働きかけを行うなど執務姿勢および倫理の向上をはかった。また、未達成の会員に個別に連絡をし取得を促した。その結果所定単位取得者は今年度 76.5%と大幅に改善した。

- (6) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。

規定の交付冊数以上の申込者には理由を記入してもらい、総務部長から当該申込者に利用方法について確認した後決裁交付した。相続登記申請義務化の施行で年間5冊以上の申込が多かったので、その使用方法について周知徹底するとともに、会員からの要望が強かった年間交付限度冊数を6冊とし、ただし、一回の請求での交付を2冊ごとを限度とし、また法人における限度冊数を明確化するなどの規定を令和7年3月18日理事会において改正し、令和7年4月1日から施行した。

- (7) 会則第105条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。

本年度は会則第105条に基づく会員への指導はなかった。

- (8) 令和7年1月24日（金）司法書士に関する不祥事があった際の会としてのリスクマネジメント、大規模災害時におけるクライシスコミュニケーションの対策について日司連リスク管理室委員等講師を招き、「リスク・クライシスコミュニケーション研修会」を当会執行部で受講した。

2. 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

報酬や事実について誤認を生じさせるおそれがないか調査を行っている。

【登録調査委員会】

新入会員へ登録調査を行う。

本年度は新入会員12名の登録調査を行った。

【非司排除委員会】

本人申請の形式を装った非司法書士による登記申請は、市民の権利侵害を招くものであるとの認識のもと、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発・違反行為防止対策の提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間における業際問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

1. 法務局による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査への協力のみならず調査方法を検証し提言する。また、非司調査結果による法務局の対応について協議する。

支部の協力を得て非司調査を令和6年11月22日（金）那覇本局、19日（火）沖縄支局、6日（水）名護支局、7日（木）宮古島支局、14日（木）石垣支局、12日（火）宜野湾出張所で実施した。また桐友会において非司調査の実行性について法務局においても有益であり、その必要性がある旨を確認した。

2. 非司行為への対応

(1) 非司行為が疑われるホームページを調査する。

司法書士法等に違反すると疑われるものはなかった。

(2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し調査する。

本年度、市民や会員からの情報提供はなかった。

(3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反と疑われる行為があれば警告等を行う。

本年度、市民や会員からの情報提供はなかったので警告等も行っていない。

3. 業際問題に関する研修の開催

隣接専門職との各専門職の職域・職務権限についても、理解を深めていく。

本年度、業際問題に関する研究・研修会の開催はできなかった。

【制度研究委員会】

1. 新設、改定した規則、規程、実施要領等が円滑に運用されるよう改善点があれば検討する。

(1) 沖縄県司法書士会会則一部変更 認可（令和6年11月12日）

(2) 沖縄県司法書士会役員等選挙規則一部改正 令和6年5月26日施行

(3) 沖縄県司法書士会事務局執務規程一部改定（年次有給休暇）

令和6年10月1日施行

(4) 沖縄県司法書士会役員等選挙規則変更等にともなう規定様式改定

令和6年12月26日理事会承認

(5) 戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書に関する規程一部改定

（販売価格）令和6年12月26日理事会承認、令和7年1月1日施行

(6) 沖縄県司法書士会委員会規程一部改正

令和6年12月3日理事会承認 令和7年5月24日施行

(7) 沖縄県司法書士会会員証及び司法書士徽章に関する規程一部改定

（徽章価格）令和7年1月7日理事会承認 令和7年3月1日施行

(8) 沖縄県司法書士会事務局給与規程一部改正（別表1号俸改定）

令和7年2月13日理事会承認 令和7年4月1日施行

(9) 戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書に関する規程一部改定

（交付冊数制限等）令和7年3月18日理事会承認 令和7年4月1日施行

2. 各種事務局手続きの印鑑廃止を検討する。

職印証明書受取書の印鑑をサインに変更するように検討した。

3. 男女共同参画のため、会の事業方針決定過程および会務活動への女性司法書士会員の参画拡大のための環境整備を検討する。

日司連男女共同参画推進室開催支援のもと「ダイバーシティと会務のあり方を考える車座ミーティング」を当会子育て世代の会員とともに令和7年2月25日（火）、同年3月25日（火）と2回にわたり開催した。今後、女性や子育て世代の能力や意欲のある会員が、ライフイベントや家庭環境

にかかわらず会務活動に参加しやすい環境を構築するため当会のあり方を議論していく環境を整えた。

【会員の執務の指導・連絡に関する事項】

1. 支部長会の充実

- (1) 各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。

令和6年7月26日（金）、Web会議にて支部長会を開催し、令和6年度に開催予定の各種相談会における協力の要請、第70回全国司法書士親睦ゴルフ沖縄大会の参加の呼びかけ協力のお願ひ、公営住宅保証人廃止の陳情活動協力のお願ひ、非司調査の協力依頼、その他情報共有および意見交換を行った。

- (2) 司法書士相談における本会と支部との責任の分掌を明確化する。

本年度も本会主催相談会、各自治体等から依頼される相談会等分掌の確認を行った。

2. 会員への情報提供

- (1) 会員への情報伝達の迅速化および事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。

非メール会員は13名（6％）であったが、令和7年3月31日現在の非メール会員数は8名（3.5％）となった。

- (2) 研修資料や業務で活用できる資料、会員必携等を会員専用ホームページに掲載し提供する。

ア 本年度も会員専用ホームページにおいて研修資料等を提供した。

イ 会員必携に掲載している規則等を会員専用ホームページで検索しやすいようリニューアルした。

3. 執務等の改善

- (1) 会員から会に対する意見や要望を言いやすい環境をつくることにより、会の事業執行や会員の執務を改善していく。

事務局に連絡がある意見や要望を、なるべく役員が折り返し直接対応することにより事業執行や会員の執務に反映し改善できるよう努めた。

また、第51回桐友会が令和7年2月17日（月）に開催され、法務局、土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士協会とともに意見交換をおこなった。また会終了後懇親会もおこない関係機関・関係団体と親睦を深め情報交換をおこなった。法務局不動産登記部門、法人登記部門からの要望を会員へ通知した。3月3日（土）には桐友会連絡会が開催され、当会の担当委員も出席し、不動産登記に対する具体的な要望・意見交換がなされ、その回答結果について会員へ通知した。

- (2) 倫理性の維持および向上を図りつつ、社会の期待と信頼に応えるため、「司法書士行為規範」の周知徹底を図り、研修部と協力し、倫理の保持を目的とする研修を実施し、会員の執務指導を行う。

令和6年10月26日（土）、年次制研修を集合またはWeb配信（一部会

員について完全オンライン）にて開催した（対象者 48 名中、40 名参加）。

(3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の研修および宅建業界及び金融機関との情報共有および連携を図る。

令和 6 年 7 月 24 日（水）、沖縄県宅地建物取引業協会、同年 8 月 22 日（木）、全日本不動産協会沖縄県本部を訪問し、犯収法における取引確認事項の情報共有および今後の取引における協力確認の要請を行った。

令和 6 年 8 月 21 日（水）「改正犯罪収益移転防止法と司法書士の執務」研修（DVD 視聴・Zoom 配信）を行った。

【自由かつ公正な社会の実現への寄与】

1. 法テラスとの連携強化

(1) 司法支援関連事業

成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し、法テラスが実施する特定援助対象者法律相談援助事業に協力する。

今年度の利用実績はなかった。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

令和 7 年 2 月 15 日（土）「令和 6 年度沖縄県司法書士会新入会員研修会」において法テラス登録の呼びかけを行った。

(3) その他

令和 6 年 10 月 4 日（月）民事法律扶助の利用促進及び法テラス地方事務所との連携推進のための司法書士会担当者との意見交換会（Web）が開催され、当会から崎間考史相談事業部長が参加した。

2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

後見業務は、司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、地域連携ネットワークの中核機関の設置等が地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に積極的な役割を果たすことの必要性を認識した上で、同支部の要望や意見を踏まえ、協力・協働を行う。

(1) リーガルサポート沖縄支部と当会の共催にて、次の事業を行った。

令和 6 年 5 月 24 日（金）、8 月 24 日（土）、25 日（日）、9 月 21 日（土）、10 月 29 日（火）、11 月 23 日（土）、24 日（日）、令和 7 年 1 月 11 日（土）、12 日（日）、1 月 15 日（水）、1 月 25 日（土）、26 日（日）合計 12 回の研修会、9 月 21 日（土）相談会を共催した。

(2) 令和 6 年 12 月 20 日（金）、令和 6 年第 1 回沖縄県成年後見制度利用促進協議会（Web 開催）、令和 7 年 3 月、第 2 回同協議会（書面開催）が開催され、福原淳会員が参加した。

3. 多重債務相談、ヤミ金相談、生活困窮者支援のできる会員の増加促進をはかる。

研修部・相談事業部・企画部、権利擁護委員会・消費者委員会、青年の会

の協力を得て、研修会の実施及び多重債務相談、ヤミ金相談、生活困窮者支援のできる会員の登録名簿の実用的な見直しを行う。

- (1) 令和6年11月21日(木)に開催された県多重債務対策協議会及びヤミ金融被害防止対策会議において、「借金が必ず減る」などとするネット広告を行う県外の弁護士・司法書士事務所(特に東京・大阪の事務所)に依頼することにより、不適切な債務整理に誘導されたり、金銭的な被害を受けたりする債務整理二次被害事例が相次いでることから、同会議における県民への注意喚起と県内専門家相談の周知の必要性を訴えた。また、12月26日(木)に実施された県ヤミ金融等利用防止啓発活動及びヤミ金融等違法広告物除去活動に当会からも消費者委員会の協力を得て3名が参加した。
- (2) 上記同会議での県民への注意喚起と県内専門家相談の周知が叶わなかったことから、当会独自で、「『債務整理二次被害』への注意喚起と県内法律専門家相談の周知の必要性」と題する会長声明を令和7年1月20日(月)に発出し、同日県政記者クラブにおいて県民に向けた啓発等を行った。
- (3) 令和6年12月4日(水)、執行部、消費者委員会、権利擁護委員会、青年の会の協力を得て、「債務整理・ヤミ金対応の実務～債務整理・ヤミ金の相談、実務の基礎について」と題して、司法書士が多重債務事件に関わる意義、ヤミ金による貸付けの違法性について、近時の問題(二次被害)について、債務整理の実務について、ヤミ金の具体的対処方法のロールプレイング、事例体験報告等を行い、相談できる会員拡充のための意見交換を行った。
- (4) 令和6年12月13日(金)「年末困りごとフリーダイヤル相談会」を実施した。
- (5) 令和7年2月1日(土)「借金・ヤミ金、債務整理トラブル相談会～ネット誇大広告における弁護士・司法書士の不適切な対応にご注意を～」を実施した。

4. 昨年度から引き続き、県内自治体への公営住宅入居の際の保証人要件の廃止要請を行う。

当会提出の「公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情」を議会において採択しているが、未だ保証人要件廃止の条例改正がなされていない宜野湾市に対し、政治連盟沖縄会とともに令和6年11月21日(火)市長面談を行い、早期の改正の要請を行った。

5. その他自由かつ公正な社会の実現に寄与するため職責を自覚し、社会問題に対して適宜会長声明や提言、相談会の実施、研修の実施などに努める。

多重債務問題が一時に比べて落ち着きを見せているとはいえ、物価高騰などを踏まえ、生活に困窮し不安を抱えている市民がおり、会事務局にも対応する司法書士の紹介の問い合わせが一定数あるが、それらの相談に対応していない会員もあり、会事務局が相談先の調整に時間を割かれたり、その負担

が特定の会員に集中している状況がある。司法書士に課された社会的責任に鑑み、できるだけ多くの会員に対応してもらうため、昨年度から引き続き債務整理・ヤミ金の相談・受任、生活保護等の相談・支援可能な司法書士登録の呼びかけを行った。また、沖縄県消費くらし安全課主催の相談会に相談員を派遣した（詳細は相談事業部参照）。

【福利厚生および共済関係】

1. 共済制度の検討

(1) 世代を越えた会員間の交流・親睦事業を検討する。

令和6年5月25日、第84回定時総会終了後、会員との交流意見交換会を開催し、有意義な情報の交流を行った。

(2) 引き続き今後の共済制度について検討する。

共済制度について検討した。

(3) 令和9年度の共済会の解散に向けて、任意積立金が0円になるように任意積立金払込停止の呼びかけをする。

共済会の解散に向けて任意積立金の払込停止の呼びかけを行い、第2会費(任意)納入会員数は17名から3名に減少した。

【会務運営の安定および効率化】

1. 事務局の執務体制の見直し

かねてから検討していた次期事務局長候補者を令和6年4月1日から採用した。それとともに事務局の労働時間の短縮、業務の効率化、執務規程等の労働条件、人員配置の適否、人事評価、給与規程、福利厚生等々について見直しを行った。事務局の執務のシステム化を行うために株式会社オキコムと業務支援システム構築の契約を行った。

毎週月曜日の事務局ミーティングに総務部長が参加することにより、事務局の業務の把握や意見交換を行った。

2. DX・IT技術の活用

DX・IT技術等を利用することで、理事会等を含めた事務局運営についての質的・量的変化および会員参加の促進を行う。

(1) 会議のハイブリッド化・ペーパーレス化

本会で行われるすべての会議について完全ペーパーレス化の推進、遠方会員のZoom参加により会務参加の負担を軽減する。

ペーパーレス化の推進、遠方会員のZoom参加により会務参加の負担を軽減できた。

(2) 会議開始時間の見直し

遠方会員、女性会員、若手会員が参加しやすいように本会で行われるすべての会議について、意見を取り入れ、会議開始時間、会議終了時間の見直し、開催頻度、運営方法を検討する。

委員会においてもWeb会議が活用された。また会のホームページの会員専用ページの会員必携において、申し合わせ事項を掲載し、各委員会・関

連団体へ周知した。

【隣接職能団体・関連機関・団体との協調、その他、他の部の所掌に属さない事項】

1. 政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート、青年の会との協議、情報交換を行う。

- (1) 令和7年3月18日（火）四者協議会を開催し、情報および意見交換を行った。政治連盟から戸籍の広域取得のシステム上の問題、公営住宅保証人廃止陳情活動、所有者不明土地建物管理制度における本会との協働について、リーガルサポート沖縄支部からは入会率が低くなっていることや成年後見利用促進における中核機関の設置率の低さについて等の協力依頼があった。青年の会からは、企画する事業（相談・研修等）への協力の要請、入会者の減少傾向の報告がなされた。
- (2) 令和7年1月26日（日）青年の会が実施した「全国一斉生活保護相談会」の後援をおこなった。

2. 隣接職能団体および関係機関団体と協調、連携する。

- (1) 沖縄県士業ネットワーク協議会が令和6年7月12日（火）、令和6年9月17日（火）、令和7年3月27日（木）当番団体である沖縄県不動産鑑定士協会の会館で開催された。
- (2) 同会主催による第13回親睦ゴルフコンペが令和6年8月10日（土）サザンリンクスゴルフクラブで開催された。当会4名が参加した。
- (3) コロナ中断を経て5年ぶりに「第70回全国司法書士親睦ゴルフ沖縄大会」が開催され、令和6年11月8日（金）ダブルツリーby ヒルトン那覇首里城において前夜祭、翌9日（土）に琉球ゴルフ倶楽部においてゴルフ大会が開催され当会からも多数の会員が参加し、他県の会員と交流・親睦を行った。
- (4) 沖縄県士業ネットワーク協議会主催による「くらしと事業のよろず相談会」が令和6年11月16日（土）沖縄県立博物館・美術館で開催された。
- (5) 当会と鹿児島県司法書士会における情報交換や交流として沖縄復帰の翌年1973年12月8日に発足した「南友会」の50周年記念誌を沖縄会と鹿児島会の協同で作成・発行した。南友会の設立の趣旨やこれまでの回顧を沖縄及び鹿児島の歴代会長等からの寄稿、沖縄・奄美諸島の歴史を踏まえた登記・戸籍、司法書士制度等の法的な状況の論考を両県の各会員に広く共有した。

3. その他、他の部の所掌に属さないもので重要な事項があれば、対応する。

- (1) 九州ブロック各県部長連絡協議会が令和6年9月7日（土）、8日（日）ダブルツリーby ヒルトン那覇首里城で開催された。主管会として実施準備を行い、当日は九州他会との部署ごとの課題における意見交換や情報共有を行うとともに、懇親会においては沖縄らしさを感じてもらえる催し物を行うなど尽力した。

- (2) 各種団体等への推薦・派遣は、別紙「推薦・派遣一覧（令和6年度）」記載のとおり。

経 理 部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行った。

1. 令和6年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。

令和6年度の一般会計および特別会計の予算の執行を日々行い、理事会で報告を行った。

また、会館の大修繕を実施するにあたっては業者数社に見積を依頼し施工業者を決定した。修繕箇所と修繕方法・内容については、会長・副会長・総務部長・事務局長立ち合いのもと綿密に精査し決定した。

その後、令和6年11月～令和7年2月の工期で大修繕が行われ、令和6年度決算書のとおり修繕積立金を取り崩し執行した。

2. 令和6年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。

第1号議案乃至第3号議案のとおり、一般会計および特別会計の決算書類の作成を行った。

3. 令和7年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。

第14乃至16号議案のとおり、一般会計および特別会計の令和7年度の予算案の作成を行った。

4. 経理部業務改善

- (1) 会員への情報伝達の迅速化および事務処理費用の削減のため、メール会員100%達成に努める。

メール会員100%達成に至らなかったものの前年度末のメール会員数は216名（全会員数の約94%）であったが、令和6年3月31日現在のメール会員数は224名で登録率は96.5%となった。

- (2) 近年高騰を続ける印刷費削減のため、印刷物や発行物の電子化等について検討する。

カレンダーの廃止、会報や会員名簿のデジタル化（ペーパーレス化）について各県の情報収集を行う等して具体策についての検討を行った。

- (3) その他

①会務運営のデジタル化（ペーパーレス化）およびDX化を取り入れる。

会務運営においては全回Zoom併用のハイブリット方式とし各種資料は原則データでの提供とした。

②沖縄県司法書士会事務職員給与規程別表1の改定について

昨今の物価高騰や県内企業・市町村職員の給与水準と比べて当会の給与規程が著しく低い状況を是正するため、当会事務職員給与規程別表1の給与月額の見直しを行った。

5. 財政基盤の強化

- (1) 会館建設借入金の返済および修繕積立を着実に履行し、借入金返済の前倒しを検討する。

本年度の会館建設借入金については、少しでも前倒しで返済を行うため、予備費の一部（100万円）を返済金へ充てることとし、返済金予算1000万円のところ1100万円に増額して執行した。

また、本年度修繕積立金の取り崩しを行ったことから、修繕積立金についても予備費の一部（30万円）を充当し、予算150万円のところ180万円に増額して執行した。

- (2) 経理事務処理の効率化を引き続き行い、経費削減を図るため経費全般についての見直しを行う。

今年度も、前年度に引き続きネットバンキングの利用により、事務局の労力軽減に加え振込手数料および会費振替等経費の削減に努めた。

また、事務局の残業手当の削減のため、土日で開催される各種相談事業は原則として事務局の派遣を行わず役員等で対応・運営を行った。

企 画 部

1. 企画部内組織体制の検討について

司法書士の使命規定が新設され法律事務のみならず公益活動も期待されている。民事基本法制の改正に基づいて業務に関連する法改正や新しい制度の施行が相次いでいるが、今後も更なる司法書士法改正、新たな制度、デジタル化など様々な改正が予定されており、これら業務の拡大や変化に対応しなければならない。また、これまでの委員会体制の具体的な課題として、①現規程では実体法及びその特別法（民法及び借地借家法・区分所有法等、会社法及び会計規則等）、その他業務分野をカバーしていない又は分掌が明らかでない。②今後の新たな制度、デジタル化、社会課題、公益活動（権利擁護含む）等に対応するため目的や任期を明確にし機動的に取り組める組織基盤を整備する必要がある。③会務への関与や分担、専門人材の育成、知財の蓄積や継承など、多くの会員が参加し、人が循環し持続できるよう運営を改善する必要がある。これらの課題解決を図るため、委員会規程の建て付け、分掌、定員、運営方法等について、以下のとおり見直しを行った。

(1) 再編後の委員会について

制度研究委員会	→	変更なし
権利擁護委員会	→	変更なし
不動産登記委員会、渉外登記委員会	→	「民事法務委員会」
商業登記委員会	→	「商事法務委員会」
裁判事務委員会	→	「裁判業務推進委員会」
民事信託研究委員会、財産管理特別委員会	→	「財産管理委員会」
消費者委員会	→	変更なし

(2) 組織の構成について

- ①常設委員会（会則48条）

- (ア) 綱紀委員会
- ②その他の委員会（会則 53 条、委員会規定 2 条）

(ア) 常務委員会

総務部所管：権利擁護委員会、制度研究委員会

- (イ) 特定委員会：民事法務委員会、商事法務委員会、裁判業務推進委員会、財産管理委員会、消費者委員会

2. 業務推進について

不動産登記委員会、商業登記委員会、裁判事務委員会、権利擁護委員会、消費者委員会、渉外登記特別委員会、民事信託研究委員会、財産管理特別委員会をとおり、研修や情報提供を行った。

3. 委員会の活性化について

委員会の活性化として、「①委員会としての活動方針、事業計画および予算案の主体的な策定を行う。②委員会の主体的な活動を促進するため、研究費として予算組を行う。③多くの会員が会務へ参画できるような委員会の設営を検討する。④各委員長合同会議を年 3 回行う。」の 4 項目を掲げたが、多くの会員が会務へ参画できるようにするため、企画部会を 7 回開催して委員会の再編について検討を行った。また、各委員長合同会議を 3 回開催し（7 月 24 日（水）、11 月 26 日（火）、3 月 10 日（月））、当該合同会議で各委員長と事業の執行状況・予算・研究費活用の有無も含めて打合せを行い、企画部内のみならず必要に応じて研修部・相談事業部・広報部・総務部等の各部長にも参加してもらい、情報および問題点の共有を行った。

4. 多重債務問題等への対応

- (1) 債務整理、ヤミ金の実務に関する業務研修会の開催

令和 6 年 12 月 4 日（水）に、企画部、研修部、相談事業部、権利擁護委員会、消費者委員会、青年の会と合同して、研修会を開催した。

- (2) 借金・ヤミ金・債務整理トラブル相談会の開催

令和 7 年 2 月 1 日（土）に、企画部、研修部、相談事業部、権利擁護委員会、消費者委員会、青年の会と合同して、相談会を開催した。

5. 企画部会・委員会の活性化について

各委員会ともに集合しての研修会や会議の開催など、部会・委員会活動を活発に行った。

令和 6 年度の各委員会における活動報告は、次のとおりである。

【不動産登記委員会】

1. 不動産登記に関する情報提供

令和 6 年 10 月会務情報紙に不動産登記委員会インフォメーション「オンライン申請における登記事項等の入力についてのお願い」を掲載した。こ

れは平成 30 年に配布された法務局からのお願いの再配布になるが、入力の方法によっては補正や事件処理が遅延することもあるようなので改めて確認をお願いした（特に共同根抵当権設定時の不動産の表示方法）。

2. 不動産登記に関する研究又は研修

令和 6 年 7 月 25 日補助者研修「法務局からの要望・周知事項」に与那原育愛委員を講師として派遣した。

令和 7 年 2 月 26 日「司法書士が知っておきたい表示登記」研修を企画、開催した。

3. 完全オンライン申請についての研究

事例が集まらず、次年度以降に継続する。

4. 資料収集・整理

採決資料を令和 7 年 4 月に配布予定。

5. その他

一部の法務局において金融機関の支配人による担保権の抹消登記が受理されないという事例があり、これに対する法務局への質問書を作成した。

（詳細は令和 7 年 3 月 14 日付沖司発第 239 号のお知らせを参照）

【商業登記委員会】

1. 疑義事例および法務局への要望、質問等の収集

令和 7 年 3 月 3 日（月）那覇地方法務局会議室にて桐友会連絡会が開催されたが、参加することができなかった。

なお、当該連絡会では、法務局から当会への要望はなく、会員から法務局への質問・要望等もなかった。

2. 研修の実施及び研究について

研修を行うことは出来なかったが、会社組織再編（合併、分割等）を活用した事業承継などについて、研究を行った。

3. 商業・法人登記の司法書士関与率の向上

申請関与率を向上させるための施策について、検討を行った。

【裁判事務委員会】

1. 民裁修習

午前の部 「ステップアップ民事事実認定第 2 版」を教材に事実認定の学習を行った。（担当 青木徹会員）

午後の部 事例報告

ゼミ形式でディスカッションを重視し、集合研修を行うとともに、Zoom でも参加できるようにした。

- 第1回 令和6年6月29日(土) 10時～14時 13名出席
(午後の部担当 高江洲義直会員 建物明渡請求)
- 第2回 令和6年10月19日(土) 10時～14時 13名出席
(午後の部担当 崎間考史会員 遺産分割調停・所有権確認請求)
- 第3回 令和6年11月30日(土) 10時～14時 10名出席
(午後の部担当 福原淳会員 登記手続請求)
- 第4回 令和7年3月1日(土) 10時～14時 12名出席
(午後の部担当 南しのぶ会員 共有物分割請求
新城千夏会員 賃料増額請求)
- 以上、合計4回の民裁修習を行った。

2. 研修の実施

(1) 「遺産分割調停研修」の開催

令和7年1月18日(土) 13時～16時10分ハイブリッド方式 54名出席

講義 「遺産分割調停の概要」

講師 松田佐智子司法書士

(日本司法書士会連合会家事事件対応委員会委員長)

家事調停委員司法書士によるパネルディスカッション

パネリスト 松田佐智子司法書士、仲眞みちよ会員、中空潤也会員、
青木徹会員

(2) 「民事裁判 IT 化 WT 会議」への参加

民事裁判 IT 化に対応する研修を企画するため、日司連の「民事裁判 IT 化 WT 会議」に WEB で参加し、情報交換を行った。

3. 簡易裁判所代理業務少額事件報酬助成の審査

令和6年7月9日(火)、案内文で会員に活用を呼び掛けた。

令和7年1月6日(月)、締め切り間近のため、再度会員に活用を呼び掛けたが、申込がなかった。

4. 裁判事務関係書籍の紹介

各委員が1冊ずつ書籍を選定した。会報等への紹介記事掲載は未了であり、次年度実現を目指す。

5. 交通事故事件の受託促進

交通事故相談センターと連携した取り組みを目指したが、進展していない。

6. 裁判事務取扱司法書士拡大策の検討

委員会で議論を重ねている。

7. 委員会の開催

下記のとおり、Teams を活用し、10 回開催した。

令和6年4月22日(月)、5月30日(木)、7月8日(月)、8月26

日（月）、9月26日（木）、10月28日（月）、12月10日（火）、令和7年1月30日（木）、3月6日（木）、3月24日（月）

【消費者委員会】

1. 引き続き『多重債務事件処理の手引き』について改訂すべき箇所がないか検討する。

今年度は実施しなかった。

2. 多重債務、ヤミ金、消費者被害、トラブルの相談会等への参加、相談会の企画、業務受任できる会員増加を目指した研修会の企画開催を行う。

「債務整理、ヤミ金の実務～債務整理・ヤミ金の相談、実務の基礎について」と題した業務研修会を以下のとおり主催し、実施した。

日時：令和6年12月4日（水）18時から20時

内容：（1）講演：安里長従講師

- ・司法書士が多重債務事件に関わる意義
- ・ヤミ金による貸付の違法性について
- ・近時の問題（二次被害等）について
- ・債務整理の実務について

（2）ヤミ金の具体的対処方法：ロールプレイング

消費者委員会（宮城拓、安里長従、稲嶺潤一、檜崎泰弘）

（3）事例体験報告（藤井遥香会員）

（4）質疑応答・意見交換

（5）企画部、研修部、相談事業部、権利擁護委員会、青年の会より挨拶

3. 多重債務、ヤミ金、消費者被害・トラブルの相談対応および業務受任できる会員を増やすため、研修以外の方策（ヤミ金対応マニュアルの作成等）を本会各部、青年の会とともに協働して実行する。

（1）相談会における相談対応について「年末困りごと相談会」（12月13日（金）午前10時から午後4時まで当会会館）の相談員に協力した。

（2）ヤミ金対応者への手当を支給するための予算要求を行う件について支給条件としての活動内容及び支給額について検討したが、具体案の提示は行わなかった。引き続き内容を検討する。

4. 県多重債務協議会、県ヤミ金融被害防止対策会議に参加し、積極的な意見を述べ、会員にフィードバックした。また同会主催のヤミ金ビラ剥がしへ参加した。

（1）令和6年11月21日（木）、宮城拓委員長、安里長従委員が出席した。

安里委員が、弁護士や司法書士（大量広告事務所）による債務整理二次被害の問題について、県多重債務対策協議会及び県ヤミ金被害防止対策会議から共同声明を出せないか提案したところ、会議体としては困難との消極

意見（事務局）があったため、会議体としての活動範囲や活動の意義について問題提起を行った。

（２）令和６年１２月２６日（木）「ヤミ金ビラ剥がし、利用防止啓発活動」へ宮城拓委員長、安里長従委員、城間順委員が参加した。

５．成人年齢が引き下げられたことを踏まえ、高校生等を対象にした消費者教育用のリーフレット改訂に向けた調査研究を引き続き行う。

本年度は実施できなかった。

【渉外登記特別委員会】

１．会員向け渉外登記相談窓口の継続

本委員会では、会員が日々直面する業務上の課題や疑問に迅速かつ的確に対応するため、専門的知見を有する委員による相談窓口を設置し、継続して運営した。

この窓口を通じて、会員が受任した渉外登記に関する具体的な案件について、個別の事情に応じたアドバイスを提供し、実務の円滑な遂行に寄与した。

２．図書室にある書籍の紹介

昨年度購入した実務書の中から、会員の業務に役立つ内容を抜粋・要約した資料（計約８冊、４０～５０テーマ分）を作成・提供する計画を立てていた。これにより、会員が効率的に専門知識を吸収できる環境の整備を目指していたが、人的・時間的リソースの制約により、当年度中の実施には至らなかった。今後は、他委員会との連携や分担など、実現に向けた方法を再検討していく必要がある。

３．渉外登記ハンドブック（手引き）の作成

当初、既存の実務事例集とは別に、渉外登記に対応するための簡易版実務マニュアルを作成する予定であった。

しかし、既存の事例集が九州ブロック新人研修会においてテキストとしても活用されている現状を踏まえ、内容の重複や再編成の必要性などを理由に、当該年度での作成は見送った。

今後、研修資料との整合性を図りつつ、より実務に即した形でのハンドブック整備を検討する。

４．九州ブロック新人研修会 講師担当について

九州ブロックにおける新人研修会において、当委員会委員長・日高憲一が講師を担当し、「沖縄の渉外登記の実務」というテーマで１００分間の講義を行った。

講義では、沖縄における渉外登記の特有事例や実務対応について、具体的なケースを交えて分かりやすく解説した。

参加者からは以下のような感想が寄せられ、好評を得た。

・渉外登記の依頼があっても臆せず対応しようと思った。

- ・添付資料によって内容のイメージがしやすかった。
- ・翻訳などの実務的な内容が非常に参考になった。
- ・渉外登記には意外と需要があることを実感しより深く学びたいと思った。
- ・もう少し講義時間があるとさらに理解が深まったと思う。
- ・難しかったが、重要な知識として学べてよかった。

5. 台湾（台北市）経済関連機関及び台北地政士会の訪問

広報部との共同企画として、台湾（台北市）への訪問を実施し、台北地政士会や経済関連機関との意見交換を行った。

参加者は、大城健幸委員、沢紙聖智委員の2名。詳細は広報部作成の事業報告書を参照のこと。

なお、本訪問をきっかけとして、台北市所在の企業より、日本法人の設立および沖縄における不動産取得・工場設立に関する依頼があり、当委員会にて対応を行った。今後も継続的な国際連携・実務支援の展開が期待される。また、本訪問の成果と内容については、次年度の研修会にて報告予定である。

【民事信託研究委員会】

1. 委員会の開催

本年度は委員会をZoom会議にて7回開催した。

委員会では、「研修会」の開催について、研修内容・研修形式・講師の選定等を話し合った。

また、信託登記手続きに関する事例等の情報を収集・研究した。

第7回委員会は、新委員会発足に向けて、財産管理委員会との合同委員会を開催した。

- 第1回 令和6年7月12日（金）午後5時～午後6時
- 第2回 令和6年8月9日（金）午後5時～午後6時30分
- 第3回 令和6年9月18日（水）午後4時～午後4時50分
- 第4回 令和6年11月1日（金）午後6時～午後7時
- 第5回 令和7年2月14日（金）午後5時～午後5時30分
- 第6回 令和7年3月25日（火）午後5時～午後5時30分
- 第7回 令和7年4月7日（月）午後5時～午後6時
（財産管理委員会との合同会議）

2. 研修会の開催

令和6年12月20日、伊庭潔弁護士を講師にお招きし「民事信託の活用方法と留意点（アドバンス編）」の研修会を開催した。本研修会では47名（会場13名、Web34名）の受講があった。

研修会開催に向けて、事前に、委員から講師へ質問や判例・事例解説をお願いしたこともあり、研修会は活発な意見交換の場となった。

3. データベース化

民事信託に関する情報のデータベース化については、改定後の本会ホーム

ページの運用方法を確認して、財産管理委員会（新委員会）で再検討することとなった。

【権利擁護委員会】

1. 子どもたちに、人権とは何か、なぜ大切なのか、自分で考え判断ができる法的思考力（リーガルマインド）を身につけてもらえるように、法教育事業へ取り組み、令和6年度の配布用リーフレットの完成を目指す。

令和6年度の完成は出来なかったが、毎年1月に、司法書士会から各高校へ講師派遣している事業に、法教育も追加されることになっているので、その際に、配布するパンフレットを作成するため、役割分担を行ない、①貧困（安里）②労働（上原）③福祉（新城）④人権（藤井）で構成し、約20頁の小冊子にまとめることで、原稿のすり合わせ等を行った。

2. 権利擁護、人権尊重の観点から、社会構造上の問題に目を向け、今私たちに出来ること、「ひとり」にさせない、孤立を生まない社会が実現されるよう、自ら学び、会員にとっても有意義な研修会を開催していく。

今年度は、独自開催の企画はなかったが、令和6年12月4日（水）「債務整理・ヤミ金対応の実務～債務整理・ヤミ金の相談、実務の基礎について」と題した研修会において、当委員会から2名が登壇した。

3. 貧困問題、人権問題、福祉に関する構造的な研究を行うと同時に、現場の当事者の声を聴き、理論と現場を往復しながら、問題を社会に対しても積極発信していく。そのための資質を備えた司法書士を増やしていく。

(1) 「『債務整理二次被害』への注意喚起と県内法律専門家相談の周知の必要性」と題する会長声明を令和7年1月20日に発出し、同日当委員会委員も参加し県政記者クラブにおいて県民に向け啓発及び県内専門家活用の呼びかけを行った。

(2) 消費者委員会が企画した研修会に参加し、権利擁護委員会としても相談体制の構築に尽力した。

4. 沖縄県自殺対策会議へ参加し、積極的に意見交換する。また、会員へのフィードバックを図るため、報告書を提出する。

(1) 令和6年8月27日沖縄県のギャンブル等依存症対策会議（第1回）、令和6年11月5日同上（第2回）、令和7年3月14日同上（第3回）に委員の藤井が参加。沖縄県司法書士会のリーフレット200部を提供した。

(2) 令和7年1月30日沖縄県自殺対策会議が開催され、委員長の新城が参加。沖縄県における年間自殺者数は、令和2年以降増加傾向にある。特に男性において全国平均より高く推移している。また、児童生徒の自殺者数も増加傾向とのことで、会員へのフィードバック（報告書提出）を行った。

5. 引き続き、県内自治体への公営住宅入居の際の保証人要件の廃止要請を行うとともに、復帰50年市民公開講座で明らかになった課題について改善を

求めていく。

未だ保証人要件廃止の条例改正がなされていない宜野湾市において、当会委員（安里）も参加し、11月21日（木）市長面談を行い、早期の改正の要請を行った。

6. 日司連の「経済的困窮者に対する法律支援事業」の広報及び審査を行い、助成金の活用実績を増やす。

令和2年度から実施されている連合会が行う支援事業の助成金活用を促すため、会員に向けた利用広報文を作成し、7月と11月に、2回告知した。本年度支援事業を利用した会員は、2名の4件であった。

7. その他

- （1）令和6年8月13日（火）（Zoom）第1回委員会開催（新城、上原、安里、藤井）→今年度の事業計画について具体的な話し合いがなされた。
- （2）令和7年3月1日（土）全青司とやま全国大会において、パネルディスカッションのパネリストとして、委員の藤井が登壇し、「司法書士の存在意義、社会的役割」の一環として司法書士が行う権利擁護の必要性を訴えた。
- （3）令和7年3月24日（月）（Zoom）第2回委員会開催（新城、上原、安里、藤井）→今年度事業報告、来年度事業計画について話し合われた。

【財産管理特別委員会】

1. 研修会について

令和6年12月7日（土）「沖縄所有者不明土地に関する研修・意見交換会」を開催した。

前半は、内閣府の「令和6年度沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた調査検討業務及び所有者不明土地管理制度利用意向調査業務」委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の阿部剛志上席主任研究員に、所有者不明土地管理制度の適用について説明をしてもらい、後半は、当会の座波和弘会員と渡口慎也会員の事例発表と、阿部氏も交え研修受講者との意見交換を行った。

沖縄所有者不明土地への所有者不明土地管理制度の適用はまだ裁判所も手探り段階で、土地を管理している行政も混乱していることから、会員には申立準備段階から行政と連携することが必要ということが確認された。

2. 実務事例集の作成

今年度は、所有者不明土地管理制度の実務事例を収集したかったが、事例も少なく（2件収集）、上記のとおり、同制度については、裁判所でも実務が固まっていないので、事例としての採択が難しかった。

昨年度に収集し検討した事例は、次期委員会に引き継ぎ、所有者不明土地管理制度の事例が揃ったら実務事例集を作成していただきたい。

3. 遺産承継業務の研究

遺産承継業務の研究は実施できなかった。

【第70回全国司法書士親睦ゴルフ沖縄大会実行委員会】

大会前日の前夜祭には全国から128名の参加があり、日本司法書士会連合会・小澤吉徳会長の来賓挨拶、九州ブロック司法書士会協議会・安河内肇会長の乾杯の発声をいただき、食事や郷土芸能を堪能しながら、全国の会員と和やかに交流を深めることができた。

また、大会には110名（28組）の参加があり、琉球ゴルフ倶楽部にて午前7時より競技を開始した。当日は沖縄地方への線状降水帯通過により、次第に雨脚が強くなり止む無く中止することになった。その後、実行委員会の合議、参加者の了承も得て6ホールまでの成績で表彰式を行い全ての日程を終了することができた。

沖縄会からは38名（内競技22名）の参加があり、39回大会優勝者・前堂正進名誉会長の優勝カップの展示も含め、大会を大いに盛り上げて頂いた。

広 報 部

司法書士制度や業務内容の周知、会員の受注拡大、権利擁護への貢献、地域との連携強化を目的に、幅広い広報活動を展開した。特に、令和6年4月に施行された相続登記申請義務化を受け、相続分野に関する広報を重点的に実施した。

1. 相談事業の広報について

(1) 「司法書士総合相談センター」の広報について

例年通り、司法書士総合相談センターにおいては、「なは司法書士総合相談センター」、「ちゅうぶ司法書士総合相談センター（沖縄市、うるま市）」、「やんばる司法書士総合相談センター」があるが、沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙にて月合計2回（琉球新報1回、沖縄タイムス1回）の新聞広告、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行った。

(2) 「司法書士相続相談センター」の広報について

令和6年4月から施行された相続登記申請義務化に対応するため、沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙にて月合計2回（琉球新報1回、沖縄タイムス1回）の新聞広告、当会ホームページ等での広告を行った。

(3) 役員変更登記はお済みですか月間（令和6年5月）

令和6年5月の1か月間を「役員変更登記はお済みですか月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式Facebookページを利用して広報を行った。

(4) 消費者月間関連事業（令和6年5月）

令和6年5月の1か月間を「消費者トラブル対応月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行った。

(5) 「法の日」司法書士無料相談会

令和6年10月の指定した週の期間内に、県内複数会場において「法の日無料相談会」を開催し、市町村の広告媒体、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行った。

(6) 借金・ヤミ金・債務整理トラブル相談会の広報について

令和7年2月1日（土）に実施された「借金・ヤミ金・債務整理トラブル相談会」（当会主催）について、広報部では本相談会の趣旨を広く県民に周知するための広報活動を行った。本相談会は、県外（特に東京・大阪）の弁護士・司法書士事務所によるインターネット上の誇大広告により、県民が不適切な債務整理手続に誘導され、金銭的被害を受けるといった「債務整理二次被害」の事例が多数発生していることを背景に開催されたものである。

(7) 相続登記はお済みですか月間（令和7年2月）

令和7年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行った。

(8) その他の広報について

その他、相談事業部や他の委員会が新しく企画する相談会、連合会が全国一斉で行う相談会などに随時、各部・委員会と連携し、その事業活動に関連した広報活動を行った。

2. 法務局と共催または後援事業の広報について

「司法書士の日」記念事業や「相続登記はお済みですか月間」に関連する事業など、那覇地方法務局と共催する市民公開講座・無料相談会が実施される場合には、市町村の広告媒体、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行った。

3. 会報の発行について

(1) 本年度は、2回の会報（125号及び126号）を発行した。

(2) 司法書士業関連民間業者に対し、会報に掲載する協賛広告1件あたり1万円を募り、協賛広告収入を得ている。

4. テレビCM等の有料広告

令和6年度のテレビCM等の有料広告事業は、新聞・CM・YouTubeの3媒体を活用する方針で計画された。広告代理店との戦略会議を重ねたが、広報の目的や方向性が明確に定まらなかった。費用対効果やスケジュールの見通しが不透明であったことも課題となった。大規模な予算を伴う中、広報戦略が不確定なまま進行することはリスクと判断された。

5. ホームページ改訂

(1) 会員への情報提供をスムーズにできるようにするための改訂を行った。

具体的には令和6年度、ホームページの機能改善に取り組んだ。

今後、「部会・委員会活動」の情報の提供は、各部会及び委員会が直接更新する方式に移行する。会員向け「資料集」ページについては、事務局が更新・管理を行うことになった。会員の皆様からよくあるご質問については、より迅速かつ便利に対応できるよう、「よくあるご質問 (FAQ)」ページを設定した。司法書士検索 MAP 検索機能を追加し、相談者の最寄りの司法書士や氏名検索などが容易になるように改善した。

(2) 相続登記申請義務化をはじめ、法改正の情報提供を積極的に行うことはできなかったが、相談会の実施等は積極的に行った。

(3) 市町村ホームページとのリンク設置を企画したが、調整が整わず本年度中の実現には至らなかった。

6. ポスター・チラシ等

(1) 司法書士の業務紹介および相続登記申請義務化の周知を目的として、新たにデザインしたリーフレットを7,000枚作成し、うち約5,000枚を事務局、市町村役場等に配布・設置した。現在、需要の増加を受けて追加で5,000枚の再発注を行っている。

(2) 当会が運営する「相続相談センター」の広報活動の一環として、上記リーフレットを有効に活用し、県民への認知度向上に努めた。

7. 講師派遣

(1) 高校講師派遣事業については、県内4校からの依頼を受け、司法書士による職業講話および消費者講話を実施した。まず、那覇工業高校においては、令和7年2月21日(水)に8名の生徒を対象に講義を行い、大城貞祐会員(広報部)が担当した。那覇商業高校では、令和7年1月31日(金)に20名の生徒に対して講義を実施し、池根あかり会員(広報部)が講師を務めた。また、豊見城南高校においては、令和7年2月4日(火)に133名を対象とした講話を行い、伊藝広介会員(広報部)が担当した。これら

の講師派遣を通じて、高校生に対する法教育や職業理解の促進、ならびに消費者トラブルへの予防意識の向上に寄与することができた。

(2) 相続登記申請義務化対策の講師派遣

令和6年度、相続登記申請義務化対策の一環として、北谷町地域包括支援センターからの依頼により、終活に関する講師派遣を行った。

講座は「シニアの備え講座」として、令和7年3月14日（金）午前10時から11時30分まで開催され、当会からは城間順会員（広報部）が講師を務めた。講義では、相続登記申請義務化を中心に、シニア世代に必要な備えについて解説し、制度の理解促進を図った。

8. 相続登記申請義務化対策のまとめ

(1) テレビCMと新聞における広報

テレビCMについては、企画はあったものの実施には至らなかった。新聞については定期的に広告を掲載し、広報活動の一助となっている。

(2) ホームページでの広報と改正内容の情報提供

相続相談会の開催については、ホームページを通じた広報を実施したが、法改正に関する具体的な情報提供は行われなかった。

(3) ポスター等の配布

相続相談会に向けてポスター掲示およびチラシの配布を行い、新たにデザインしたリーフレットも作成・配布し、制度周知を図った。

(4) 講師派遣（市町村・公民館等）

市町村役場や地域包括支援センター等への講師派遣を積極的に実施し、相続登記制度の理解促進に努めた。

(5) 相談会の広報

①「司法書士の日記念事業」令和6年8月3日開催

令和6年8月3日に開催された「司法書士の日記念事業」に向けて、県民への周知を目的とした広報活動を実施した。県内主要新聞への有料広告掲載を行ったほか、行政機関が発行する広報誌（無料掲載）やその他地域広報誌等にも情報を掲載し、幅広い層への告知に努めた。また、相談会の実施に先立ち、令和6年7月22日（月）に県内主要新聞社2社（琉球新報社および沖縄タイムス社）を訪問した。当会が実施予定の広報事業の趣旨や背景、県民への周知の重要性について説明を行い、記事掲載などの広報協力を依頼した。訪問には、新城首席登記官、日高広報部長が参加し、各社との連携体制を確認するとともに、より効果的な情報発信に向けた意見交換も行われた。本訪問は、8月開催の広報事業に向けた事前準備として重要な位置づけであり、メディアとの関係強化と的確な広報展開に寄与するものとなった。

②「借金・ヤミ金・債務整理トラブル相談会」令和7年2月1日開催

相談会に向けて、県民への周知を目的とした広報活動を実施した。県内主要新聞への有料広告掲載を行ったほか、行政機関が発行する広報誌（無料掲載）やその他地域広報誌等にも情報を掲載し、幅広い層への告知に努めた。「借金・ヤミ金・債務整理トラブル相談会」に先立ち、広報活動の一環として、県内主要新聞社への訪問を実施した。訪問は、令和7年1月28日（火）に行われ、県内主要新聞社2社（琉球新報社および沖縄タイムス社）を訪問した。相談会の開催趣旨や背景にある「債務整理二次被害」への懸念、ならびに相談会を通じた県民への注意喚起の重要性について説明を行い、記事掲載等の広報協力を依頼した。訪問者は、日高憲一広報部長、城間順広報部員、稲嶺潤一企画部次長の3名。

③「相続登記はお済みですか月間」令和7年2月8日開催

相談会に向けて、県民への周知を目的とした広報活動を実施した。県内主要新聞への有料広告掲載を行ったほか、行政機関が発行する広報誌（無料掲載）やその他地域広報誌等にも情報を掲載し、幅広い層への告知に努めた。特に、令和6年4月から施行された相続登記の申請義務化に関連し、相談会への反響は例年に比べて大きく、県民の関心の高まりが見られた。また、法務局による広報活動との相乗効果により、制度周知が進んでいることが伺えた。広報部としては、新聞広告、ホームページ、Facebook等を通じて各相談会の告知・案内を行い、相談会の集客と制度の浸透に貢献した。また、名護市の公民館で開催された区長会へ日高広報部長が参加し広報を行った。なお、各相談会における具体的な相談件数や内容等の詳細については、相談事業部の事業報告を参照されたい。

令和7年1月28日（火）、広報活動の一環として、琉球新報社および沖縄タイムス社を訪問した。当会から広報部長の日高憲一、広報部員の城間順、企画部次長の稲嶺潤一の3名が出席し、那覇地方法務局からは供託課長の河津奈美絵様、また法務省からもトウキツネ様（マスコット）が同行した。各社に対しては、現在取り組んでいる広報活動の概要や、相続登記申請義務化に関連する相談ニーズの高まり、制度理解の促進の必要性について説明を行い、今後の取材や記事掲載等を通じた広報への協力を要請した。今回の訪問を通じて、司法書士制度の意義や社会的役割についての理解が深められるとともに、メディアとの連携強化に向けた有意義な意見交換がなされた。

9. 会長声明の発出および記者会見について

司法書士は、自由かつ公正な社会の実現に寄与することを職責としており、社会的課題に対して適宜声明や提言を発信する役割を担っていることか

ら、本年度においては、令和7年1月20日付で「債務整理二次被害」への注意喚起と、県内における法律専門家による相談利用の重要性を訴える会長声明を発出した。

当該声明は、当会ホームページにて掲載するとともに、同日、県庁記者クラブにおいて県民に向けた注意喚起のための記者会見も行った。

広報部としては、本声明の掲載および記者会見の調整・実施を担い、県民への注意喚起と正確な情報提供に努めた。今後も社会的課題に対する司法書士会としての立場を積極的に発信し、信頼性の高い広報活動を継続していく。

10. 台湾（台北市）経済関連機関及び台北地政士会の訪問

（1）企画趣旨及び訪問内容等

本会の広報活動及び日本司法書士連合会が推進する司法外交の一環として、台湾に所在する経済・法務関連の4機関を訪問し、司法書士制度の国際的な広報と意見交換を行った。訪問先は、中華民國全國中小企業總會、台日産業連携オフィス（TJP0）、沖縄県産業振興公社台北事務所、台北地政士会である。中小企業總會やTJP0では、日本への事業進出支援において、会社設立・不動産登記など司法書士の役割に関心が示された。台北事務所では、沖縄のアジア経済戦略における土業の関与が期待されていることが確認された。台北地政士会との交流では、相続や不動産登記手続きの違いについて意見を交わし、今後定期的な交流の可能性も提案された。訪問には、日本司法書士会連合会専務理事稲本信広氏、上原修会長、日高憲一、城間順（広報部）、大城健幸、沢紙聖智（渉外登記委員）らが6名参加した。今回の訪問を通じ、司法書士の国際的な広報と連携の必要性を再認識し、今後の研修等で情報共有を行う予定である。

（2）日本進出における専門家紹介の依頼

今般、アテンドして頂いた沖縄県産業振興公社台北事務所を通じて台北企業より、沖縄にOEM/ODM工場を設立したいとの問い合わせがあった。依頼内容は、日本での法人設立は初めてとのことで、会社設立、土地取得、工場建設に関してサポート可能な専門担当者へ依頼することが予定されている。

11. その他

（1）県内離島の広報活動について

宮古・八重山を含む離島地域においても、県本島と同様の広報活動が必要であることから、司法書士による出張相談や資料配布を通じて広報活動を強化した。

(2) 会員間のコミュニティ活性化

会員同士の連携や交流の活性化に向けた方策を検討したが、具体的な施策の実施には至らなかった。

(3) 当会公式 Facebook ページについて

Facebook ページにて定期的に情報を発信し、広報活動の一環として運用したが、継続的な更新体制や情報管理については今後の改善が求められる結果となった。

研 修 部

本年度は、研修の内容の充実および機会を拡充し、研修単位取得率の向上に努めたところ、令和6年度における当会会員の単位制研修の所定単位取得達成者の割合は76.5%となり、前年度より15.7%向上した。以下、研修事業に関する報告を行なう。

1. 会員研修

以下のとおり、甲類について55単位、甲類（倫理）について7単位、合計62単位の研修を行った。

(1) 単位制研修

ア 倫理に関する研修

- ① 令和6年8月21日（水）、「改正犯罪収益移転防止法と司法書士の執務」研修会（日司連映像ライブラリー視聴）（甲類倫理2単位）をハイブリッド方式にて開催した。
- ② 令和7年2月18日（火）、「法律文書作成に関する研修会（第1回）」（甲類倫理3単位）を集合研修・同時配信（日司連からの同時配信、以下単に「同時配信」という。）にて開催した。
- ③ 令和7年3月26日（水）、「司法書士の自殺対策、相談対応～相談者の『いきる』を支えるために～」（日司連映像ライブラリー視聴）（甲類倫理2単位）をハイブリッド方式にて開催した。

イ 新法・法改正に関する研修

- ① 「民法・不動産登記法改正と相続にまつわる不動産登記訴訟実務研修会」（日司連映像ライブラリー視聴）（甲類3単位）を令和6年9月11日（水）、9月25日（水）の2日間に分けてハイブリッド方式にて開催した。
- ② 「弁護士からみた司法書士の先生に気を付けていただきたい法律改正の留意点」（収録動画視聴）（甲類4単位）を令和7年2月27日（木）、3月6日（木）の2日間に分けてハイブリッド方式にて開催した。

ウ 不動産登記に関する研修

- ① 令和7年2月26日（水）、「司法書士が知っておきたい表示の登記」研修会（講師：比嘉常博（沖縄県土地家屋調査士会業務部長）、細野陽一（同研修部長））（甲類1.5単位）（不動産登記委員会関

連)をハイブリッド方式にて開催した。

- ② 令和7年3月7日(金)、令和6年度不動産登記研修会「相続登記義務化と新たな申請方式に関する研修会」(甲類2.5単位)を同時配信にて開催した。

エ 商業・法人登記に関する研修

令和6年11月20日(水)、令和6年度商業登記分野研修会「税理士に頼られる司法書士となるためには」(甲類3単位)を同時配信にて開催した。

オ 裁判実務に関する研修

- ① 令和6年6月29日(土)、第1回民裁修習(甲類4単位)(裁判事務委員会関連)をハイブリッド方式にて開催した。
- ② 令和6年10月19日(土)、第2回民裁修習(甲類4単位)(裁判事務委員会関連)をハイブリッド方式にて開催した。
- ③ 令和6年11月30日(土)、第3回民裁修習(甲類4単位)(裁判事務委員会関連)をハイブリッド方式にて開催した。
- ④ 令和7年1月18日(土)、「遺産分割調停」研修会(講師:松田佐智子(日司連家事事件対応委員会委員長)、青木徹会員、仲眞みちよ会員、中空潤也会員)(甲類3単位)(裁判事務委員会関連)をハイブリッド方式にて開催した。
- ⑤ 令和7年3月1日(土)、第4回民裁修習(甲類4単位)(裁判事務委員会関連)をハイブリッド方式にて開催した。

カ 財産管理業務に関する研修

令和6年12月7日(土)、「沖縄所有者不明土地に関する研修・意見交換会」研修会(講師:阿部剛志氏(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 持続社会部長 上席主任研究員)、座波和弘会員、渡口慎也会員)(甲類2単位)(財産管理委員会関連)をハイブリッド方式にて開催した。

キ 信託に関する研修

令和6年12月20日(金)、「民事信託研修会」(講師:伊庭潔弁護士(日弁連信託センター)、民事信託研究委員会委員)(甲類2.5単位)(民事信託研究委員会関連)をハイブリッド方式にて開催した。

ク 渉外登記に関する研修

開催されなかった。

ケ 消費者問題に関する研修

- ① 令和6年12月4日(水)、「債務整理、ヤミ金の実務」に関する業務研修会(講師:安里長従会員、宮城拓会員、稲嶺潤一会員、檜崎泰弘会員)(甲類2単位)(消費者委員会関連、沖縄県司法書士青年の会共催)をハイブリッド方式にて開催した。
- ② 令和6年12月14日(土)、「消費者問題に関する研修会〜クリーニング・オフから被害回復方法まで〜」(甲類3.5単位)を同時配信にて開催した。
- ③ 令和7年3月15日(土)、「債務整理実務研修会(応用編)」

(甲類 3.5 単位) を同時配信にて開催した。

コ 権利擁護に関する研修

開催されなかった。

サ その他実務に関する研修

- ① 令和 6 年 10 月 9 日 (水)、「事務所経営の仕組み・利益が見える化して、事業計画の立て方を一緒に考えてみませんか!？」研修会 (講師: 本永敬三公認会計士) (甲類 1.5 単位) をハイブリッド方式にて開催した。
- ② 令和 7 年 1 月 27 日 (月)、農業関係法人の事業承継にかかる研修会「農業者及び農業関係法人における事業承継と司法書士について」(甲類 3.5 単位) を同時配信にて開催した。
- ③ 令和 7 年 2 月 6 日 (木)、デジタル化に関する研修会「令和の相次ぐ法改正による潮流の激変～」(甲類 3.5 単位) を同時配信にて開催した。

(2) 年次制研修

令和 6 年 10 月 26 日 (土)、年次制研修を集合または Web 配信 (一部会員について完全オンライン) にて開催した (対象者 48 名中、40 名参加)。

2. 日司連・九州ブロック、各支部、その他関連団体による研修会への参加を奨励する。

以下の研修会への参加を奨励した。

ア 日司連年次制研修会

上記 1. (2) のとおり。

イ 日司連研修会

- ① 令和 6 年 10 月 19 日 (土)、令和 6 年度業務研修会 (不動産登記分野)「休眠担保権等抹消の実務～令和 3 年改正対応!～」(Web 配信)
- ② 令和 6 年 11 月 16 日 (土)、福岡県司法書士会主催 令和 6 年度「第 5 回業務研修会」(集合)
- ③ 令和 6 年 11 月 30 日 (土)、研修会「成年後見実務講座～裁判手続編」(Web 配信)
- ④ 令和 6 年 12 月 7 日 (土)、第 39 回日司連中央研修会「遺産分割事件の実務を深める」(ハイブリッド方式)
- ⑤ 令和 7 年 1 月 25 日 (土)、令和 6 年度業務研修会 (商業登記・企業法務分野)「企業経営における資金調達と司法書士業務」(Web 配信)
- ⑥ 令和 7 年 2 月 8 日 (土)、日司連家事事件対応委員会「遺産分割調停に関する研修会」(Web 配信)
- ⑦ 令和 7 年 3 月 9 日 (日)、日司連市民の権利擁護推進室子どもの権利擁護部会「令和 6 年度子どもの権利に関する研修会」(Web 配信)

ウ 中央新人研修

エ 九州ブロック会員研修会

令和 6 年 9 月 7 日 (土)、「本人確認・意思確認の再考 ～デジタル時代における人・物・意思の確認～」(ハイブリッド方式)

オ 九州ブロック新人研修会

当会より安里長従会員、宮城拓会員、仲與根巧会員、日高憲一会員の4名が研修講師を務めた。

カ 支部研修会

開催されなかった。

3. 関連団体との共催

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催

令和6年5月24日（金）、8月24日（土）・25日（日）、10月29（火）、11月23日（土）・24日（日）、令和7年1月11日（土）・12日（日）、1月15日（水）、1月25日（土）・26日（日）の日程にて、集合研修会を開催した。

4. 相談事業部との連携

相談事業部と連携し、新入会員に対して、令和6年8月3日（土）開催の「相続登記の義務化、知ってますか？相続講演会・無料相談会～あなたと家族の未来をつなぐ相続登記～」への同席研修・相談会への参加を奨励し、相談技法を研修する機会として、これに参加した新入会員へ研修単位を付与した。

5. 新入会員研修

（1）新入会員配属研修

対象者1名が、会員1名の事務所に配属研修を行った。

（2）新入会員研修

令和7年2月15日（土）、集合にて開催した（講師：福原淳副会長、佐久川聡研修部長、城間順研修部次長、研修部員上原洋子、同照屋隆二、同上原恵美、同多宇大輔）（研修対象者17名中、13名参加）。研修終了後には懇親会を開催し、役員・研修部等13名、研修対象者10名が参加し、情報交換、交流を深めた。

6. 補助者実務研修

令和6年7月25日（木）、「不動産登記及び商業法人登記の事務の取扱いに関する法務局要望・周知事項」等実務研修会（講師：与那原育愛会員、古堅宗男会員、浦崎直久副会長）をハイブリッド方式にて開催した。なお、当該研修会を受講した会員については甲類1単位を付与した。

7. 本年度の検討課題

（1）倫理研修の強化に取り組む。

単位制研修の所定単位達成には、倫理単位が年間2単位以上必要などところ、上記1（1）ア①、同②、同③のとおり、倫理単位7単位分の研修会を当会で開催した。

（2）年次制研修不参加の会員への指導を徹底する。

本年度の年次制研修について、やむを得ない事由等により欠席者がいたため、対象者 48 名中 40 名参加の 83.3% の参加率であった。欠席した会員については、令和 7 年度に引き継ぎ、受講するよう積極的に促していく。

(3) 研修単位取得達成率の向上に努める。

ア 会員全員に対して、令和 6 年 8 月 14 日付け「研修単位履修のお願い」と題する文書及び令和 6 年 12 月 5 日付け「(再) 研修単位履修のお願い」と題する文書を、総務部長名および研修部長名にて発信し、単位制研修の履修を促した。

イ 令和 7 年 1 月 29 日付け「研修単位履修のお願い」と題する文書を総務部長名および研修部長名にて全会員に対し発信し、1 月 29 日現在の単位取得状況を知らせることで単位制研修の履修を促した。

(4) 甲類、乙類それぞれの研修区分、研修単位取得方法など、研修制度について整理して会員に対し周知する。

本年度は取り組むことができなかったので、次の研修部体制にしっかりと引き継ぎをしたい。

(5) 研修運営の IT 化に伴う、各会員向けサポート体制を充実させる。

本年度は、事務局を窓口として Zoom 操作のサポートを行った。

(6) Web 配信または集合と Web 配信双方を組み合わせたハイブリッド方式での研修について改善を図る。Web 配信での研修運営にあたり、各種アプリケーションの機能(例 Zoom ウェビナーオプション・ブレイクアウトルーム等)を積極的に取り入れる。

ア 当会が運営する研修会のうち、日司連の研修会を同時配信する以外の研修会については全てハイブリッド方式での研修開催とし、ハイブリッド方式での研修会を 16 回行った。

イ 年次制研修について、Zoom アプリケーションのブレイクアウトルーム機能を用い、Web 配信でのグループディスカッションを昨年度に引き続き行った。

(7) 各委員会が企画する研修会について運営面でのサポートを充実させる。

研修部と事務局で役割分担や連携をして、各委員会によるハイブリット方式での研修運営についてサポートを行った。

(8) 司法書士業務に関連する法律分野だけに限らず、経営、人材育成、社会テーマなど、従来の枠組みにとらわれない分野について、他専門職能、機関、団体等を活用した研修会が開催できるよう取り組む。

上記 1 (1) サ①のとおり、本永敬三公認会計士を講師としてお招きし、経営及び事業計画立案に関する研修会を開催した。

(9) 事務局に依存しない研修運営方法の構築をする。

ア 研修の開始から終了までの進行や運営は、研修部 1～2 名体制で行うこととした。

イ 会場設営等の事前準備について、平日夜に開催される研修会は、研修当日の事務局の業務時間内で会場設営をしてもらい、土日祝日の休日に開催される研修会は、前日等の平日の業務時間内で会場設営をしてもらうこととした。事務局の平日の残業や休日出勤が無いようできる限りの努力をした。

相談事業部

1. 相談事業の充実

令和6年度は、次の相談事業を行った（詳細については巻末資料掲載のとおり）。

(1) 定例の無料相談の実施

ア 司法書士総合相談センター

- ① なは司法書士総合相談センター
週2回、火曜日・木曜日 14時から16時まで
当会会館、面談・電話相談
- ② ちゅうぶ司法書士総合相談センター
毎月1回、第2金曜日 14時から16時まで
沖縄市役所、面談相談
毎月1回、第3水曜日 14時から16時まで
うるま市役所、面談相談
- ③ やんばる司法書士総合相談センター
毎月1回、第3水曜日 14時から16時まで
名護市産業支援センター、面談相談

イ 司法書士相続相談センター

- ① 沖縄県司法書士相続相談センター
週1回、水曜日 14時～16時、当会会館、面談・電話相談
- ② 相続相談センター名簿登載会員事務所での相談
初回相談無料にて名簿登載会員への配てん

ウ 司法書士物損交通事故相談センター

物損交通事故事件に関して名簿登載会員への配てん

(2) 各種相談会、イベント等

- ① 5月「役員変更登記はお済ですか月間」「消費者トラブル対応月間」
(5月1日から31日までの1か月間) 期間中の当会会員事務所での無料相談
- ② 「全国一斉子どものための養育費相談会」
(8月31日(土) 午前10時から午後9時まで、当会会館、電話相談、青年の会との共催)
- ③ 司法書士の日記念事業「相続登記の義務化、知ってますか？」相続講演会&無料相談会
(令和6年8月3日(土) 午後1時30分から午後4時45分まで、講演会及び面談相談、西原町民交流センター、那覇地方法務局との共催)
- ④ 高齢者・障害者のための成年後見制度公開講座・相談会「相続登記の義務化と成年後見制度」
(9月21日(土) P's SQUARE (ピーススクエア) 5階、午後1時から午後4時まで、講演会及び面談相談、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催)
- ⑤ 10月「法の日」
 - (a) 司法書士法律相談会

(10月1日(火) 当会会館・沖縄市役所、10月2日(水) うるま市役所、10月3日(木) 宜野湾市役所、10月5日(土) 宮古島市働く女性の家、10月6日(日) 名護市 21 世紀の森体育館、10月12日(土) 結い心センター、10月23日(水) 中城村吉の浦会館、いずれの会場も午前10時から午後4時まで、面談相談)

(b) フリーダイヤル相談

(10月1日(火) 午前10時から午後4時まで、電話相談)

(c) 10月1日(火) から7日(月) までの間、当会会員の各事務所での無料相談

⑥ 自筆遺言書作成のための休日相談会

(11月10日(日) 午前10時から午後3時まで、那覇地方法務局(本局)・沖縄支局・名護支局、面談相談、那覇地方法務局との協働)への相談員派遣

⑦ 年末困りごとフリーダイヤル相談会

(12月13日(金) 午前10時から午後4時まで、当会会館、電話相談)

⑧ 借金・ヤミ金・債務整理トラブル相談会～ネット誇大広告による弁護士・司法書士の不適切な対応にご注意を～

(2月1日(土) 午前10時から午後4時まで、当会会館、面談・電話相談)

⑨ 2月「相続登記はお済みですか月間」(2月1日から2月末日までの1か月間)

(a) 「遺言・相続」講演会・相談会

(2月8日(土) 午後1時から午後4時45分まで、名桜大学講義棟、那覇地方法務局・沖縄公証人会との共催)

(b) 支部相談会

(2月8日(土) 当会会館・結い心センター、2月13日(木) 男女共同参画センターふくふく、15日(土) 宮古島市働く女性の家、21日(金) うるま市役所、いずれの会場も午後1時から午後4時まで、面談相談)

(c) 期間中の当会会員事務所での無料相談

⑩ 離島巡回相談(司法過疎地域巡回法律相談)

(11月9日(土) 粟国村離島振興総合センター、青年の会との共催)

オ その他相談先会員の紹介、斡旋

2. 総合相談センター・相続相談センターの運営改善並びに各種相談員の拡充及び強化など

(1) 総合相談センター・相続相談センターの運営改善

ア 事務局体制の整備及び連携

緊急時(津波警報発令時)における指示対応、事後の相談日程への組替え等事務局との連携を図った。増加し続ける相談数への課題対応を検討した。

イ 相談員への情報提供

相談員への情報提供については特になされなかった。

ウ 運営規程の整備

相続相談センターに関する運営規程の一部変更をおこなった。

(2) 相談員の拡充及び養成

ア 相談員の募集及び名簿調製

司法書士総合相談センター・司法書士相続相談センターの相談員募集及び相談員名簿の調製をおこなった。

イ 各種相談・回答事例集の整理及び作成検討

各種相談事例及び回答事例集の整理について検討を行ったものの、実際の整備には至らなかった。

ウ 研修部・広報部・各委員会との連携

研修部と連携し、新入会員に対して上記 1. の (2) ③、⑧、⑨の相談会への同席研修・相談会への参加を奨励し、これに参加した会員へ研修単位を付与した。広報部と連携し、各種相談会の広報媒体、総合相談センター・相続相談センターのリーフレットを整備し、ホームページを利用する相談受付方法の検討を行った。

(3) 司法書士総合相談センター相談受付・管理システム (NCMS) の導入

ア 受付対応にかかる事務局間連携の構築

今年度、当会に NCMS を導入した。そのうえで、同システムと電話受付対応との課題を整理し、NCMS を利用する際の事務局内体制を整備した。

イ ホームページへのバナー掲載

NCMS を利用したホームページからの相談受付方法 (Web 受付) について検討した。

ウ 会員への情報提供

(4) 司法過疎地域対策

NCMS による Zoom 等を利用した Web 相談対応について課題を整理した。

3. 行政、関連団体及び関係機関との連携

(1) 行政等への協力

ア 国、県、市町村又は関連団体への派遣、紹介

- ① 暮らしの総合行政相談所 (定例・特設) (那覇市) への相談員派遣
- ② 春の一日合同行政相談所 (5 月 31 日 (金) 午前 10 時から午後 4 時まで、糸満市役所) への相談員派遣
- ③ 秋の一日合同行政相談会 (9 月 13 日 (金) 午前 10 時から午後 4 時まで、糸満市役所、9 月 20 日 (金) 午前 10 時から午後 4 時まで、豊見城市役所、10 月 4 日 (金) 午前 10 時から午後 4 時まで、サンエー那覇メインプレイス、10 月 16 日 (水) 午前 10 時から午後 4 時まで、沖縄市役所、10 月 25 日 (金) 午前 10 時から午後 4 時まで、サンエー経塚シティ) への相談員派遣
- ④ 司法書士による相談会 (定例) (金武町) への相談員派遣
- ⑤ 生活相談センター (那覇・南部) への相談員派遣

- ⑥ ふれあい福祉相談室（定例）（那覇市社会福祉協議会）への相談員派遣
- イ 多重債務者相談強化キャンペーン、自殺対策事業、消費者月間等
 - ① 市町村職員向け研修会（沖縄市役所）への講師派遣
 - ② 多重債務無料法律相談会（12月11日（水）午前10時から午後4時まで、沖縄市役所。12月12日（火）午前10時から午後4時まで、宜野湾市役所）への相談員派遣
- ウ 県内各自治体との空き家等の対策の推進に関する協定に基づく相談員派遣要請は無かった。
- （2）沖縄土業ネットワーク協議会
 - ア くらしと事業のよろず相談会（11月16日（土）午前10時30分から午後4時30分まで、沖縄県立博物館）への相談員派遣
 - イ 同協議会会議への参加（計3回）
- （3）裁判所、法テラス
 - ア 三士会

那覇家庭裁判所主催による「成年後見制度利用促進基本計画に関する協議会（三士会）」は開催されなかった。
 - イ 法テラス
 - ① 日本司法支援センター（法テラス）の行う法律扶助事業等に協力し、司法書士の相談員登録及び法テラス事業の利用の促進を奨励した。
 - ② 「法テラスの日」記念無料法律相談会（4月23日（火）那覇市グッジョブセンターおきなわ）への相談員派遣

4. その他課題対応

- （1）相談事業に関連する規則等の見直し
 - ① 相続相談センター運営要領の一部を変更した。その他相談事業に関連する規則等の変更について統一的運用を図るための検討を行ったものの、課題の整理に留まった。
 - ② 総合相談センター及び相続相談センターの運営体制（特に増加する中部地域相談者数増加への課題対応）について検討を行った。
- （2）相談事業に取り組む会員の増加

多くの会員が積極的に当会相談事業に参加していただけるよう、幅広い会員に偏りなく呼びかけを行った。相談会イベントにおける支部会員間の応援体制について連絡調整を図った。
- （3）事務局業務負担の軽減、相談事業部の体制強化
 - ① 相談事業部を中心に全役員が連携を図ることで、休日開催イベントにおける事務局職員の勤務をゼロとした。
 - ② NCMS の導入にあたり、事務局の受付体制を整備した。
 - ③ 相談事業部が担う役割の明確化に努め、これまで事務局が担ってきた休日イベント等の負担の軽減に努めた。
- （4）新たな分野に係る相談企画と各部会・各委員会との連携

「年末困りごとフリーダイヤル相談会」（上記1. の（2）⑦）、「借

金・ヤミ金・債務整理トラブル相談会～ネット誇大広告による弁護士・司法書士の不適切な対応にご注意を～」(上記1.の(2)⑧)の実施に際して、各部会・各委員会と連携し、事前研修会、広報、相談員募集など事業参加への呼びかけを行った。